明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学**五）　一
〔告　示〕
○消防団員服制基準の一部を改正する件（**消防庁**一）　二
○消防団の装備の基準の一部を改正する件（**同**二）　三
〔**官庁報告**〕
国家試験
通訳案内士試験合格者（観光庁）　四
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所平成二十四事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○文部科学省令第五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月七日　文部科学大臣　下村　博文

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

本文中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。